

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

次に示す森林区域を保健機能森林と定め、自然観察や環境教育の場としての保健文化機能を高度に発揮させるために、適切な森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行う。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
マキノ町牧野	24 林班わ 25 林班い～た 26 林班い、へ～り 27 林班ろ～は、た 28 林班い～ほ	129.29	6.44	116.31	6.14	0.40	0.00	マキノ高原周辺
今津町深清水	142 林班い～へ	56.08	23.32	32.76	0.00	0.00	0.00	家族旅行村ビラデスト今津周辺
朽木宮前坊、朽木柏	9 林班は 10 林班ろ～に、へ、と 11 林班ろ、は	102.52	21.85	80.25	0.36	0.06	0.00	グリーンパーク思い出の森周辺
朽木麻生	104 林班と 105 林班い～は 137 林班に～と、り 138 林班い～は	122.39	38.48	73.55	0.00	10.36	0.00	森林公園くつきの森

	139 林班 は～ち 140 林班 い、ろ							
鹿ヶ瀬	37 林班 い～に、 ぬ	22.66	2.50	20.16	0.00	0.00	0.00	ガリバ ー青少 年旅行 村周辺
新旭町 熊野本、 安井川	1 林班 い、ろ 7 林班 ろ～に 8 林班 い、ろ、 と、ち 9 林班 ろ、は	57.69	11.06	45.91	0.25	0.47	0.00	清水山 城史跡 周辺
新旭町 饗庭	15 林班 は～ほ	21.34	4.92	16.42	0.00	0.00	0.00	子育て 支援施 設「もり っこ」周 辺

2 保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採、その他施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域においては、自然環境の保全に配慮しつつ、多様な樹種や明るい色調に変化を有する森林を維持させるため、次に定める複層林施業を原則とする。

なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令等に定めるところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

施業の区分	施業の方法
造林	伐採後は、速やかに植栽または更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとするものとする。また、植栽はできるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保育	下刈り、つる切り、除伐等を適切に行い、利用者が快適に散策を行えるよう、適度な林内照度を維持するため間伐、枝打ち等を積極的に行うものとする。
伐採	上層木の配置に配慮するものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

自然観察や環境教育の場として必要な林間広場や遊歩道について、周辺の自然環境や市土の保全および文化財の保護に配慮しつつ、次のとおり整備および維持管理を行うものとする。

施設名	整備および維持管理に係る留意事項
林間広場	利用者数の見込みに応じた適切な規模とするとともに、切り土や盛り土は最小限に行うものとする。
遊歩道	利用者が多様な林相に接することができるよう配慮するとともに、快適な利用がなされるよう定期的な刈り払いを行うものとする。

(2) 立木の期待平均樹高

区域内の森林を構成する主な樹種の期待平均樹高（当該立木が標準伐期齢に達した時に期待されている樹高）については、次のとおりとする。

樹種	期待平均樹高
スギ、ヒノキ、コナラ、アカマツ等	15 ～ 20 m

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理に当たっては、自然環境の保全に配慮し、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林および施設の適切な管理および運営、防火体制の構築に努める。